

**新型コロナウイルス感染症の  
電話相談(7月20日時点)**

[発熱などの症状の相談]かかりつけ医がいない場合=電話でかかりつけ医へ ▶いない場合=東京都新型コロナ相談センター ☎0120-670-440 \*受け付けは24時間(土・日曜日、祝日を含む) / 墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443 \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く) \*感染症による不安やストレスなどの相談も可 \*診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照[後遺症の相談]墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443(最初に「後遺症の相談」と伝える) \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

**新型コロナワクチン接種の問合せ**

墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル ☎0120-714-587 \*受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

**新型コロナウイルス感染症と新型コロナワクチン接種に関する  
最新情報は区ホームページをご覧ください**

新型コロナウイルス感染症 | 新型コロナウイルスワクチン接種

区HP | 区HP

区HP(やさしい日本語) | 区HP(やさしい日本語)

**8月1日は「水の日」  
打ち水グッズの貸出し**

8月は水の使用量が1年で最も多い月です。区では、水の大切さや水循環への理解を深めるため、雨水や再利用水での打ち水を推進しています。打ち水に使うひしゃくやバケツを貸し出しますので、希望する方は事前にお問い合わせください。

また、打ち水の活動報告を募集しています。報告された方には手ぬぐいを進呈します(数に限りあり)。なお、報告写真の一部は、区ホームページ等で紹介する場合があります。詳細は区ホームページをご覧ください。

[問合せ] 環境保全課指導調査担当 ☎5608-6210

**水害リスクが特に高い地域にお住まいの方へ郵送します  
我が家の水害リスク診断書**

7月末～10月の間に、江東5区(墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区)で水害リスクが特に高い地域にお住まいの方へ、都から「我が家の水害リスク診断書」を郵送します。この診断書では、住所ごとに水害リスクを判定し、その結果と推奨される避難行動が記載されています。ご自身の状況(居住階の高さ、備蓄の状況、避難に際して支障がある方の同居の有無等)を踏まえ、ご自身に適した避難行動の計画にご活用ください。詳細は都ホームページをご覧ください。

[問合せ] ▶ 都総合防災部防災計画課 ☎5388-2345 ▶ 防災課防災係 ☎5608-6206

**印鑑登録証をご確認ください  
劣化した印鑑登録証(カード)  
の交換**

平成12年4月～20年9月に交付した印鑑登録証(カード)の中には、環境に配慮した生分解性プラスチックを使用しており、年数の経過等で劣化し、破損しやすくなっているものがあります。劣化した印鑑登録証(カード)は、新しいものと無料で交換しますので、受け付け窓口までお持ちください。

[受け付け窓口] 窓口課(区役所1階)、各出張所 [持ち物] 劣化した印鑑登録証(カード)、登録している印鑑、写真付きの本人確認書類(運転免許証等、官公署が発行する有効期限内のもの) \*代理人が手続する場合は委任状が必要 [問合せ] 窓口課住民異動係 ☎5608-6102

**31日はサイクルの日  
自転車のリユース・リサイクル  
と羽毛布団のリサイクル**

家庭で不用になった、まだ乗れる自転車を回収し、アジアやアフリカへ届ける自転車リユース・リサイクル事業と、羽毛布団のリサイクル事業を

実施します。なお、粗大ごみとしての回収ではありません。

[回収日時/回収場所] 8月31日(木) 午前9時～午後2時 / すみだ清掃事務所(業平5-6-2) [回収品目(自転車)] 乗車可能な次のいずれかの自転車 ▶ 大人用自転車 ▶ 子ども用自転車 ▶ 電動アシスト自転車 ▶ マウンテンバイク ▶ 折り畳み式自転車 \*パンクしているものも可 \*ストライダーは不可 [回収品目(羽毛布団)] ダウン率50%以上のもの [対象] 区内在住在勤の方 \*事業者を除く [費用] 無料 [申込み] 事前に電話で、すみだ清掃事務所 ☎5819-2572へ \*専用サイトからも申込可 \*受け付けは8月24日まで

**ご協力をお願いします  
原爆の日・終戦の日の黙とう**

原爆や第二次世界大戦で亡くなられた方を追悼し、世界の恒久平和を願うため、1分間の黙とうにご協力をお願いします。

[とき] ▶ 広島原爆の日=8月6日(日) 午前8時15

分 ▶ 長崎原爆の日=8月9日(水) 午前11時2分 ▶ 終戦の日=8月15日(火) 正午 [問合せ] 総務課庶務係 ☎5608-6240

**受け付けを開始します  
带状疱疹ワクチンの任意予防接種費用の助成**

带状疱疹ワクチンの任意予防接種費用の一部を助成します。带状疱疹ワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンがありますので、接種を希望する方は、医師と相談のうえ、接種してください。

なお、接種費用はワクチンの種類・医療機関ごとに異なります。助成額との差額は、医療機関の窓口でお支払いください。助成額等の詳細は区ホームページをご覧ください。

[対象] 墨田区に住民登録があり、接種時点で50歳以上の方 \*過去に接種済みの方を除く [申込み] 接種希望のワクチンの種類を決めたうえで、事前に電話で保健予防課感染症係 ☎5608-6191へ \*専用サイトからも申込可

**申請はお早めに  
心身障害者福祉手当等**

今月以降の心身障害者福祉手当・特別障害者手当・障害児福祉手当と、11月分からの東京都重度心身障害者手当は、基準期間となる4年1月～12月の所得を基に支給の可否を判定します。表1の対象者で、基準期間中の所得が表2の制限額以内の方は、各手当を申請できます。なお、特別養護老人ホーム等の施設に入所している方は受給できません。また、原則65歳以上の方は、心身障害者福祉手当と東京都重度心身障害者手当を新規に受給することはできません。詳細は区ホームページをご覧ください。

[問合せ] 障害者福祉課障害者給付係 ☎5608-6163

**■各手当の対象・手当額(表1)**

手当の種類	対象	手当額(月額)
心身障害者福祉手当	次のいずれかに該当する方 ▶ 身体障害者手帳1級～3級または愛の手帳1度～4度、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている ▶ 難病等で医療費助成の認定を受けている ▶ 脳性麻痺または進行性筋萎縮症である	1万5500円 * 身体障害者手帳3級または愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳1級の方は7750円
東京都重度心身障害者手当	次のいずれかに該当する方 ▶ 重度の知的障害で常時複雑な配慮を必要とする程度の精神症状がある ▶ 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している ▶ 両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難である	6万円
特別障害者手当	20歳以上で、重度の障害があり、常時特別な介護を必要とする方	2万7980円
障害児福祉手当	19歳以下で、重度の障害があり、常時介護を必要とする方	1万5220円

**■所得制限額(表2)**

扶養親族の数	心身障害者福祉手当・東京都重度心身障害者手当	特別障害者手当・障害児福祉手当	
	申請者本人または扶養義務者(申請者が19歳以下の場合)の所得制限額	申請者本人の所得制限額	配偶者または扶養義務者の所得制限額
0人	360万4000円	360万4000円	628万7000円
1人	398万4000円	398万4000円	653万6000円
2人	436万4000円	436万4000円	674万9000円
3人	474万4000円	474万4000円	696万2000円
4人	512万4000円	512万4000円	717万5000円

② 所得額から各種控除をした金額が所得制限額以内であることが必要です。また、老人扶養親族等がいる場合は、表2の所得制限額に一定額が加算されます。所得の計算方法が不明な場合は、お問い合わせください。